

# 府中市認知症高齢者等探索サービス事業実施要綱

平成13年7月12日

## (目的)

第1 この要綱は、地域の見守りネットワークの一環として、府中市認知症高齢者等探索サービス事業を実施し、認知症により外出時に行方不明になるおそれがある在宅の高齢者等（以下「認知症高齢者等」という。）の安全を図るとともに、認知症高齢者等を介護している者（第4を除き、以下「家族等」という。）を支援し、当該家族等の負担軽減を図ることを目的とする。

## (事業内容)

第2 この事業は、府中市認知症高齢者等探索システムを利用し、家族等が、関係機関など地域の支援体制により、その所在を早期に探知し保護を円滑に行うための支援事業とするとともに、探索に係る家族等の費用負担の軽減事業とする。

## (探索システム)

第3 この要綱において「府中市認知症高齢者等探索システム」とは、府中市が、家族等の求めに応じて、所在不明となった認知症高齢者等について、無線の発報発信機（以下「機器」という。）を使用してその所在を確認するとともに、家族等及び地域包括支援センター、民生委員、警察署等にその所在を通知し、相互の連携により、認知症高齢者等の早期保護を目指すシステムをいう。

## (対象者)

第4 この事業の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす認知症高齢者等を介護している者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、現に居住していること。
- (2) 65歳以上又は介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する第2号被保険者であること。
- (3) 医師から認知症と診断を受けていること。

## (実施方法等)

第5 実施方法等は、次のとおりとする。

### (1) 申込み

ア このサービスを利用しようとする家族等は、個人情報に関係機関に提供することについて承諾し、申込書に医師が作成した診断書を添えて市長に申し込むもの

とする。

イ アの規定にかかわらず、家族等の同意に基づき、市長が当該本人に係る医師の診断結果を市が保有する資料等により確認することができる場合は、当該確認をもって診断書の提出があったものとみなす。

ウ このサービスを利用しようとする家族等は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護世帯に属している場合は、アに規定する申込書及び診断書のほかに、生活保護受給証明書を提出するものとする。ただし、家族等が市内に住所を有し、かつ、家族等の同意に基づき、市長が当該家族等に係る生活保護の受給状況を市が保有する資料等により確認することができる場合は、当該確認をもって当該証明書の提出があったものとみなす。

エ 市長は、利用者の利便を図るため、地域包括支援センターを経由して申込書を受理することができる。

## (2) 決定

ア 市長は、申込みの内容を審査し、サービス利用が必要と認める場合は通知書により申込者に通知する。

イ 市長は、アの規定による審査に当たり、必要に応じ、地域包括支援センター等を通じて機器を必要とする認知症高齢者等の日常生活行動等を調査するものとする。

ウ 市長は、認知症高齢者等情報を利用者台帳に登録するとともに、共有化するために関係機関に通知する。

## (3) 機器の貸与・管理

ア 機器の貸与は、原則として、当該本人の居住地において、市長の指定する機器管理会社を通じて行うものとする。

イ 家族等は、貸与を受けた機器を認知症高齢者等衣服等に装着し、常に機器の常態を管理するものとする。

ウ 家族等は、機器管理会社の指導に従い、善良な管理者の注意をもって機器を使用しなければならない。

エ 家族等は、機器の現状を変更し、機器を転貸し、又はその他本事業の目的以外に使用してはならない。

オ 家族等は、機器に故障等の異常が生じた場合は、速やかに機器管理会社に連絡しなければならない。

(4) 費用

府中市認知症高齢者等探索システムの利用者は、機器の登録料（回線開設料、位置情報サービス登録料及び契約事務手数料）を除き、次の費用を負担するものとする。ただし、家族等が生活保護法の規定による生活保護世帯に属する者の場合又は市長が特に認める場合は、当該費用を免除することができる。

ア 機器サービス利用料（機器利用料、回線基本料、位置情報サービス基本料及び提供料）の1割

イ 機器を紛失し、又は破損したときの弁償費用

(5) 利用料の支払方法

家族等は、通知書により通知を受けた利用料を、市が指定する機器管理会社に毎月支払うものとする。

(機器の返還)

第6 家族等は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与されている機器を返還しなければならない。

- (1) この要綱で定める対象者に該当しなくなったとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 利用料の支払いが遅延したとき。

(利用者台帳の整備)

第7 市長は、サービスの利用状況を明確にするための台帳を整備するものとする。

(届出事項)

第8 家族等は、次の各号のいずれか該当するときは速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 緊急連絡先を変更したとき。
- (3) 第4で定める対象者の要件に該当しなくなったとき。

(調査)

第9 市長は、必要に応じて機器の利用状態について調査することができる。

(免責)

第10 認知症高齢者等が外出時において負傷等した場合は、市はその責任を負わない。

(遵守事項)

第11 この事業に携わる者は、その活動によって知り得た情報を他に漏らしてはなら

ない。

(様式)

第12 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(その他)

第13 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年7月12日から適用する。

付 則 (平成21年8月28日要綱第84号)

この要綱は、平成21年8月28日から施行し、この要綱による改正後の府中市徘徊高齢者探索サービス事業実施要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

付 則 (平成23年3月9日要綱第11号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年3月22日要綱第28号)

この要綱は、令和4年3月22日から施行する。

付 則 (令和5年4月24日要綱第36号)

この要綱は、令和5年4月24日から施行する。